

広島修道院の最近の 事業実施状況

- 1 里親研修、訪問支援など市児童相談所からフォスタリング業務を受託
(令和3年4月1日から)
- 2 地域の子育ての相談センターの開設（児童家庭支援センター）認可施設
(令和5年1月5日～)
- 3 県西部こども家庭センターから里親支援センター業務を受託
県・市のフォスタリング業務を総合的に実施（令和5年7月1日～）
- 4 児童養護施設での小規模養育のため、修道院の敷地外に、きずなの家分園の開設
(令和6年4月1日)

1 社会福祉法人 広島修道院の歴史

- 当**広島修道院**は、**明治22年**に創設された歴史と伝統のある児童養護施設です。戦後早々に**広島乳児院**を併設し（**昭和24年**）、**社会福祉法人となり**（**昭和27年**）、さらに**平成10年**に**認可保育園**、**平成26年**に児童養護施設**広島修道院きずなの家**を開設して、長年にわたって子ども達の養育と保育を担って参りました。
- 元々は創設者（北村藤三郎翁）の住居を開放しての施設で、広島市東区若草町に開設されていましたが、都市化に伴う周辺環境の変化等により、**昭和62年**に現在地、東区尾長西二丁目に移転しました。
- 時代の流れとともに施設の役割は変化してきておりますが、養護施設としては家庭養育に勝るとも劣らない子ども一人ひとりの心に寄り添う養育と自己肯定感を育む保育を目指しています。
- 施設養育から里親委託への政策転換に即し、令和3年から乳児院を持つ法人として里親支援業務を受託開始しました。
- 時代のニーズに応え、地域の子育ての諸課題について、民間として相談業務を行う認可施設**児童家庭支援センター**を令和5年1月に東区光町に開設しました。

2 広島修道院の実施事業 (法定社会福祉事業：5施設)

- ① 児童養護施設 広島修道院：創設、明治22年～定員80名（昭和23年～）
(定員100名→80名→56名) (令和7年58名)
- ② 乳児院 広島乳児院：(定員25名→50名→29名) (平成17年～)
- ③ 保育所 広島修道院保育園:定員85名 (平成10年～)
- ④ 児童養護施設 広島修道院きずなの家：定員20名 (平26年～)
(定員20名→令6年44名) (令和7年42名)
- ⑤ 児童家庭支援センター 「こどもの相談センターわかくさ」
(令和5年1月認可開設)

3 広島修道院を取り巻く環境の変化

社会福祉法人改革

社会福祉法人への批判を経て、社会福祉法の改正（平29年施行）がなされ、社会福祉法人の**ガバナンスの強化**、**評議員会の導入**、**経理の透明化**、**地域への貢献**などが要請されました。

施設の小規模化へ

政策により、措置**施設の小規模化**が進められ、バス・トイレ付の独立した家庭的な環境での養育が推奨され、従来の大舎での集合的な養育が漸次、小規模化に誘導されています。→③**きずなの家分園の開設へ（令6.4.1）**

施設措置から里親委託へ

平成29年の国の新しい社会的養育ビジョンにより、施設養育から里親委託へと社会的養護の大きな方向転換がなされました。その後、8年間で**施設措置から里親委託へ**実態も移行しつつあります。

乳児院の措置減少

少子化やコロナ禍の影響も無視できませんが、**乳児院の措置児の数がビジョン以降年々減少しており**、他方で広島県も広島市も里親委託率を上げつつあります。

里親支援事業へ

政策として里親委託を全国的に推奨され、従来以上に里親制度の啓発、里親の研修や相談などの**フォスタリング（里親支援）業務が推進**されています。市児童相談所からの当法人への事業委託も。→②**広島市・広島県のフォスタリング業務受託**

予防的支援相談機能

全国の乳児院は、里親委託の進展、措置児の減少をにらんで、今後は、措置児の養育に止まらず、多機能化、高度化、専門化を進め、**乳幼児総合支援センターへと発展的に転換**をしていく方針となっています。（全国乳児福祉協議会の方針）

→①**予防的相談業務の拠点として児童家庭支援センターわかくさの開設（令5.1.4）**

4 児童家庭支援センターわかくさの開設 (令5.1.4) 認可施設(第二種社会福祉施設)

- ① 地域の児童の福祉に関して、家庭その他からの相談に、専門的な知識及び技術により、民間の相談センターとして助言その他の援助を行います。

子どもに関する電話相談、来所相談や心理士によるプレイセラピーなどを行っています。

- ② 行政の児童相談所、児童福祉施設等との連絡等を総合的に行う施設として設置しています。(県内全5か所目)

4-2 児童家庭支援センターわかくさ・児童アフターケアひかりの立地場所 (広島駅北徒歩5分)



1階貸事務所フロア

児童家庭支援センターわかくさ
併設
児童アフターケアひかり

わかくさ

- ①相談室
 - ②親と子どもの
プレイルーム (共用)
 - ③事務スペース
- ひかり

- ①事務スペース
- ②交流スペース

4 - 3 児童アフターケアひかりの受託運営 広島市退所児童等アフターケア事業 (平26.10.1～)

- ① 社会的養護に関わる子どもたちの自立を支援するとともにくつろぎの場としても利用できます。
- ② 市内の児童養護施設の卒院生の生活や仕事の困り事など全般の支援を行っています。
- ③ 令和6年度からは、事業スキームが変わり、拠点事業として就労相談業務も追加し職員体制も充実しました。
- ④ 施設からの卒院後の自立した生活、職業生活の準備として在院中の高校生を対象に社会人としての接遇、職業上のマナー、金融教育などソーシャルスキルトレーニングを毎年実施しています。

5 フォスタリング業務受託 (里親支援センター業務受託)

- ① 平成29年8月1日の新しい社会的養育ビジョンの発表により、国の政策は施設養育から里親委託へと大きく舵が切られました。各都道府県の社会的養育推進計画により、各県、政令市では里親委託率の目標を設定し、里親委託の推進が図られています。
- ② 当法人では、社会福祉法児童福祉法制定前の明治以来、子ども達を預かり養育する施設養育を長年行ってきておりました。今後里親委託が進んでも委託になじまない困難を抱える子ども達は施設養育に残ると思われるので、従来の業務を引き続き行いながら（地域化、小規模化を図りつつ）、新しいニーズとしての里親支援業務にも取り組むことといたしました。
- ③ 幸い、法人内には県内2か所の乳児院の一つを抱え、乳幼児の養育の経験と専門性を有する職員集団がありますので、里親研修、養育実習、養親宅での日々の養育の悩みへの支援対応なども可能となります。
- ④ このような経緯から、令和3年度より市児相から里親研修、訪問支援等の業務委託をいただき、令和5年7月から広島県西部里親支援センター業務も受託しております。

5-2 里親支援センター業務(フォスタリング)の概要

里親委託を推進するために

①啓発・リクルート

○ イベント実施やホームページ開設、SNS発信、テレビ取材などにより里親制度の一般啓発を行い、興味関心をもっていたいただいた里親候補者に登録に向けて行動を促すこと。従来からこの部分が手薄で中々里親登録者、実委託者が伸び悩んでいました。

②里親研修の実施 (市児相から受託)

○ 登録前の里親研修では、里親制度、子育て全般にわたる研修を多層的に実施し、実子のいない里親が安心して里子を養育できるように支援してまいります。乳児院や児童養護施設での実習も含みます。

③マッチング

○ 審査を経て登録された里親は、乳児院や児童養護施設等の子ども達とのマッチングを数度にわたって行います。子どもの性格や成育歴、里親との相性などを丁寧に調整して委託を決めていきます。

④委託後の里親支援 (市児相から受託)

○ マッチングを経て、実際に里子の委託の開始後、子育ての悩みなどについて、家庭を訪問してフォローをしたり、育児に疲れた里親のレスパイト（休息）のために、一時的に里子を施設で預かったりします。

○ 養育技術向上のためのスキルアップ研修やピアサポート促進のための里親サロンを開催します。

○ 里子が18歳になり、委託の解除がされるまで、不調とならないよう里親里子を継続して支援してまいります。

※市児相からは②と④、県西部Cからは①～④を受託中

6 児童養護施設きずなの家分園の開設

【趣旨】 国・県・市の**小規模養育**の要請に呼応して、修道院の敷地外に、きずなの家分園を開設し、小規模グループケアをさらに進めていきます。

【概要】 RC 3階建てで、独立した、家庭に近い住家を4戸を整備して各戸6人の子ども達(24人)の家庭的な養育を目指します。

【立地】 現在の修道院本体施設に近接し、市道を挟んだ隣地となっています。

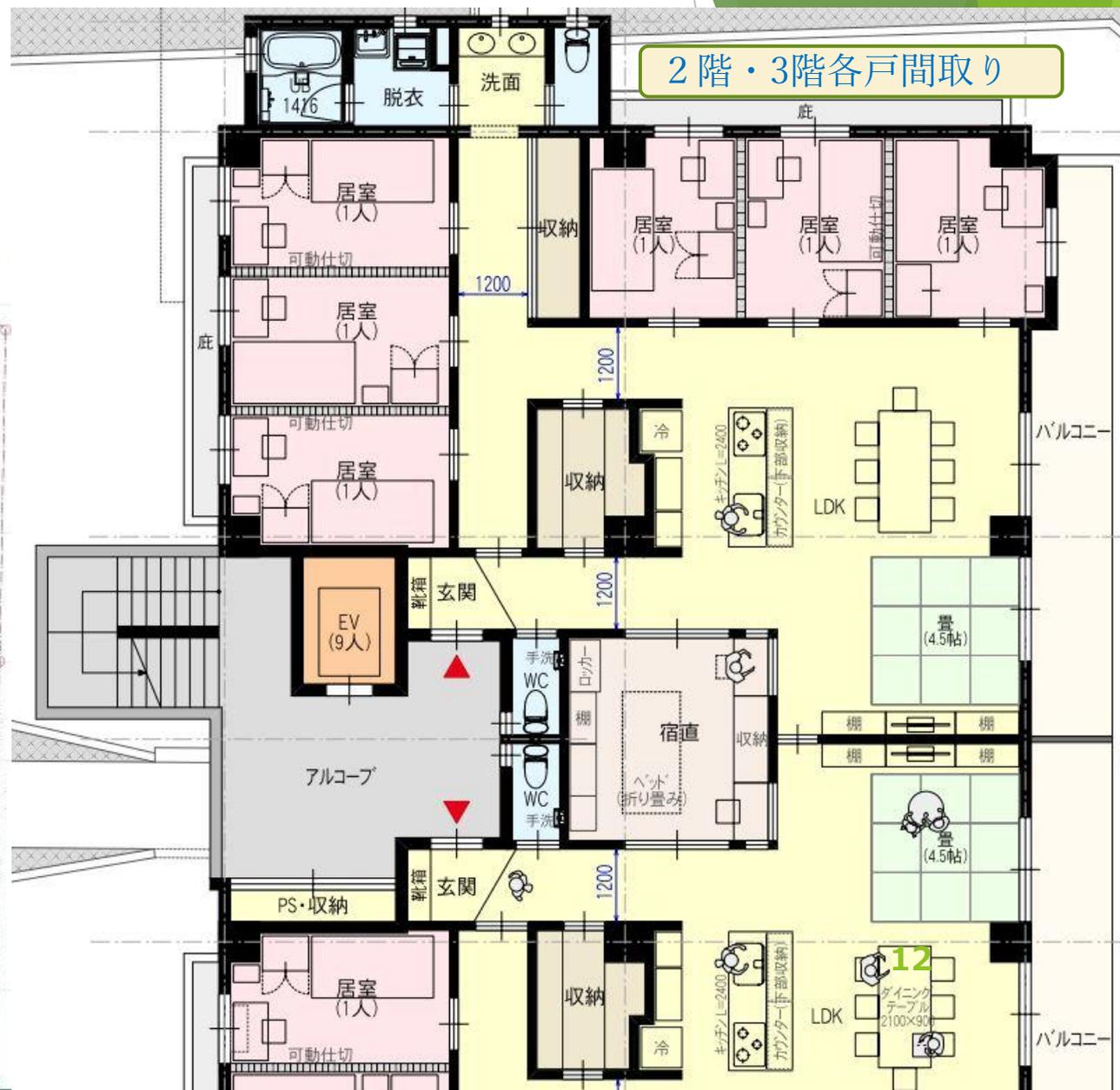
6-2 立地及び外観

【高さ】 住居地域の高さ制限により3階建てとなります。

【外観】 周囲の住宅との調和も考慮した外装としました。



6 - 3 施設平面図



6-4 新しい建物（分園）建設の意義

小規模養育の推進

独立した一軒

- ① 施設然としておらず、一軒家ではありませんが、アパートやマンションのように、一戸の家としての家庭的な生活ができる構造が望ましいとされています。
- ② 独立した玄関の特徴づけなどの個性化を図ります。

小規模養育が 活きる間取り

- ① 子どもの状況に応じて個室に入居できること。
- ② リビングやダイニングで家族的な団らんを楽しむことができる環境整備をします。
- ③ 清潔で、安心安全が保てる快適な居住環境を確保します。

生活の ゆとりと寛ぎ

- ① 可能な限り、住んで楽しい、居室空間、生活環境を整備します。
- ② 寛ぎや心のゆとりを得やすい環境で職員と子ども、子ども同士の関係性の維持向上を目指します。

職員への配慮

- ① ゆとりのある職員室で、職員会議や事務作業等を効率的に行えるようにします。
- ② 男女別休憩室で、養育業務の合間に充分なリフレッシュが図れるようにします。
- ③ 職員待機室（宿直兼務）には専用ベッドや固定デスクなど、子どもがいない時間帯での快適環境を整備します。